

谷口教授を支援する会 ニュース 第35号 2017年4月26日

発行 谷口教授を支援する会
〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町9-3-401
Tel : 052-883-6969
Fax : 052-883-6968
E-mail : nakanoh1218@roren.net
URL : <http://taniguchishien.blog.fc2.com/>

谷口教授、完全職場復帰！

既に第33号でお伝えしましたように、昨年6月17日の最高裁決定によって谷口教授の「名古屋女子大学教授の地位を確認」した勝訴が確定した後、越原学園理事会は谷口教授を法人本部に配転し、自宅勤務を命じました。しかし、9月に行われた名古屋女子大学教職員組合と学園との団体交渉の中で、「4月から授業を担当してもらう方向で検討し、名古屋女子大学教授の地位も確認する」旨の発言を引き出すことができました（第34号既報）。

その後、10月28日には愛知学院大学名城公園キャンパスの会場をお借りして「裁判勝利報告会」を開催しました。その会において谷口教授は、9月の団体交渉で学園側と折衝した際の感触について言及し、かつてないほど軟化しているようである旨の報告をしました。



＜2016年10月28日 裁判勝利報告会後の祝勝会
(愛知学院大学名城公園キャンパス)＞

やがて今年の2月16日には学園より、4月から名古屋女子大学家政学部生活環境学科の配属になることの内示があり、授業担当のための事務的手続きなども進められてき

ました。そして3月31日（金）には研究室への荷物の持ち込みも可能となり、4月3日（月）に正式に「名古屋女子大学家政学部生活環境学科教授」の辞令（4月1日付）が谷口教授に手渡されました。

2011年6月16日の事件の勃発から6年近く、2012年10月26日の「谷口教授を支援する会 結成のつどい」から4年半、また勝訴確定から9ヶ月あまりが過ぎて、ついに谷口教授の完全職場復帰が実現されました。この間、皆様からいただいていた暖かいご支援、ご協力について、心より感謝いたします。

教壇復帰にいたるまでの長期間のご支援に感謝

谷口富士夫

4月13日(木)午前9時。84名の1年生を対象とした授業が始まりました。そしてこの日だけで3コマの授業を担当することができました。名古屋女子大学の学生を相手に授業を行ったのは、2011年9月19日以来5年半ぶりのことになります。

裁判を始める前から、裁判所は就労権を認めないのが一般的だから裁判で地位確認された後も職場復帰できない人のほうが圧倒的に多い、という話を聞いておりました。また私が直接、間接に知っている大学教員でも、勝訴確定後も教壇復帰することなしに定年を迎えたり、何年も自宅待機を命じられたまま今なお現場に戻ることができなかつたりという事例ばかりが目立ちました。ですから自分自身の場合も、最高裁での勝利決定を受けたのちも職場復帰要求を掲げるだけで月日が暮れていくのかもしれない、場合によっては再提訴も覚悟しなければいけないかもしれないという思いが少なからずありました。



そのような中で、学内に入ることが認められ、研究室を貸与され、入学式や学科のオリエンテーションにも参加でき、そして最初に書きましたように、ついに授業まで行うことができました。今回、本来あるべき教壇復帰が果たされましたからには、縁あって授業を受講してくれる学生たちのために教育に取り組むとともに、研究にも力を注いでいきたいと考えております。

このようなことが可能になったのも、皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。本来なら、ご支援くださった皆様お一人お一人にお礼を申し上げに伺うべきですが、職場復帰が



<2012年10月26日 支援する会結成のつどい(中京大学名古屋キャンパス)>

叶ったことによって逆にそのような時間的余裕がなくなってしまいました。非礼とは存じますが、この一文にてお礼に代えさせていただきますたく存じます。